明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○割賦販売法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・経済産業**六）　一

〔省　令〕

○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（**法務**五五）　三七

〔告　示〕

○自動車の型式を指定した件（**国土交通**一四六二～一五〇八）　三八

○自動車の型式についての指定を取り消した件（**同**一五〇九～一五一九）　四三

○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件（**同**一五二〇～一五三二）　四四

○自動車の共通構造部の型式を指定した件（**同**一五三三～一五三六）　四四

○小型特殊自動車の型式を認定した件（**同**一五三七）　四四

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　四九

特殊法人等
令和二年七月豪雨における個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金に関する個人型年金規約第八十七条の二第二項、第八十七条の三第二項及び第八十七条の四第二項に規定する国民年金基金連合会が定める日を指定する件、地方職員共済組合役員の異動関係　八一

地方公共団体
教育職員免許状失効・失効取消し、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　八二

会社その他
会社決算公告　八四

府令・省令

○内閣府・経済産業省令第六号

割賦販売法の一部を改正する法律（令和二年法律第六十四号）の施行に伴い、並びに割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、割賦販売法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月十六日

内閣総理大臣　菅　義偉
経済産業大臣　梶山　弘志